

報告項目	報告内容
被処分者の氏名 又は法人名称	松 盛 正 治
登録番号又は法人番号	8 9 0 8 0 0 6 1
所属する単位会	東京都行政書士会
事務所名称	
事務所所在地	東京都練馬区旭丘 1 - 7 5 - 1 0
処分年月日	令和 5 年 1 1 月 2 2 日（理事会議決日）
処分内容（種類）	廃業の勧告（廃業するまでの間の会員の権利の停止を含む） （東京都行政書士会会則第 2 3 条第 1 項第 3 号）
上記処分をした理由	被処分者は、事務所所在地や住所を移転しているにもかかわらず、変更登録の手続きを行わないのは行政書士法、日本行政書士会連合会会則、東京都行政書士会会則違反である。 また、再三の変更登録申請の要請に応じないことから、行政書士としての法令遵守意識が極めて希薄であり、今後も改められる可能性は少ないと認められる。 以上の理由から上記の処分を科す。
上記処分の根拠となった法令及び会則の条文	一 行政書士法第 6 条の 4（変更登録） 二 行政書士法第 1 3 条（会則遵守の義務） 三 東京都行政書士会会則第 1 8 条第 1 項（会員の責務等） 四 日本行政書士会連合会会則第 4 4 条第 1 項（変更登録の申請） 五 東京都行政書士会会則第 1 3 条（変更）